

公共下水道のてびき

豊かで快適な住みよい
環境をめざす下水道



Beautiful Water

INDEX

はじめに・公共下水道の役割	1
公共下水道に接続を・排水設備とは	2
排水設備工事とは	3
排水設備工事の手順	4
受益者負担金制度のあらまし	5
受益者の申告と手続き・負担金の減免、徴収猶予	7
融資あっせん制度	9
下水道使用料	10

三次市 下水道課

はじめに Beautiful Water

近年、急激な都市化や生活様式の変化にともない「水」の汚れが急速に進んでいます。

私たちが子どもの頃、慣れ親しんだきれいな川を次の世代に伝えていくことこそ今を生きる私たちの務めではないでしょうか。

このパンフレットは、私たちの暮らしを守る公共下水道について説明しています。お読みいただき、下水道に対する理解を深め、きれいな街をつくりましょう。

公共下水道の役割 Beautiful Water

公共下水道は、「汚れた水」を「きれいな水」によみがえらせて自然に戻す役割を担っています。快適な都市環境を確保し、市民のみなさんの健康で明るく豊かな市民生活を実現するとともに、川や海などの公共用水域の水質を保全するために欠くことのできない都市の根幹施設です。都市の「水」が自然の浄化能力に頼れなくなってしまった今日、公共下水道に与えられた使命は重大なものとなっています。

- ①トイレの水洗化(快適な暮らし)
- ②生活環境の改善(衛生的な排水路)
- ③公共用水域の水質の保全



公共下水道に接続を

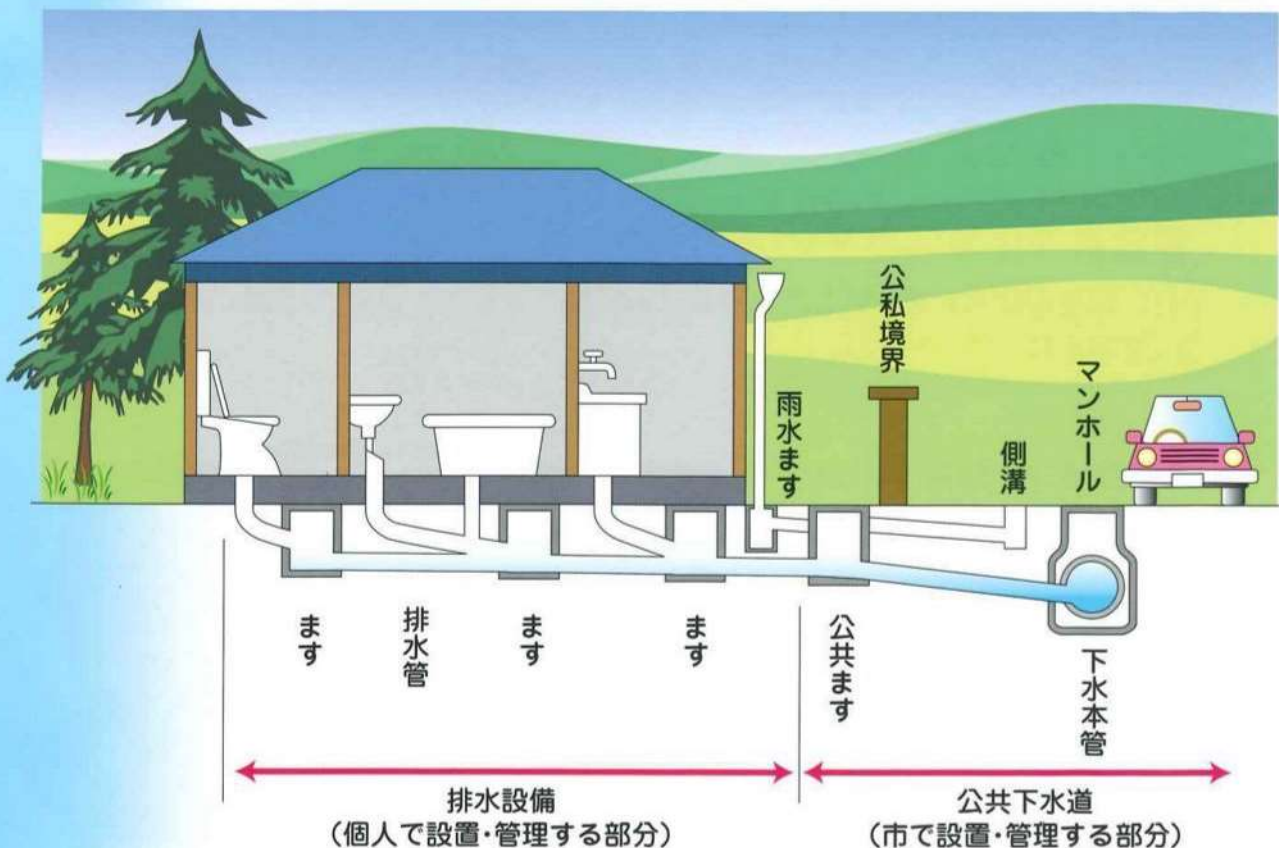
公共下水道が使用できるようになった区域では、

- 敷地内から出るし尿や生活雑排水等の汚水は、供
- 用開始以後、速やかに(くみ取便所の改造は3年以内)
- 公共下水道に接続していただくようお願いします。

排水設備とは

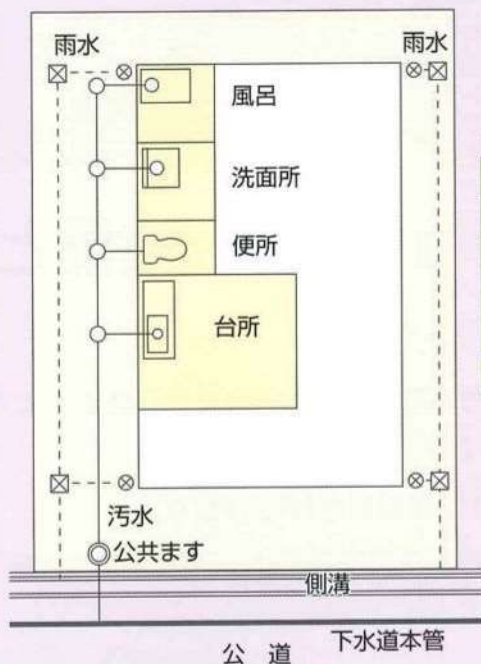
排水設備とは、家庭や事業所から出る汚水や雑排水等を、市が設置する公共ますまで導く宅地内の「排水管等」をいい、自己負担で設置をしていただくものです。

※事業所の排水設備では、除外施設の設置も必要になる場合があります。



●くみ取り便所を 水洗便所に改造した場合

し尿と生活雑排水を排水設備により、市が設置した公共ますへ流してください。

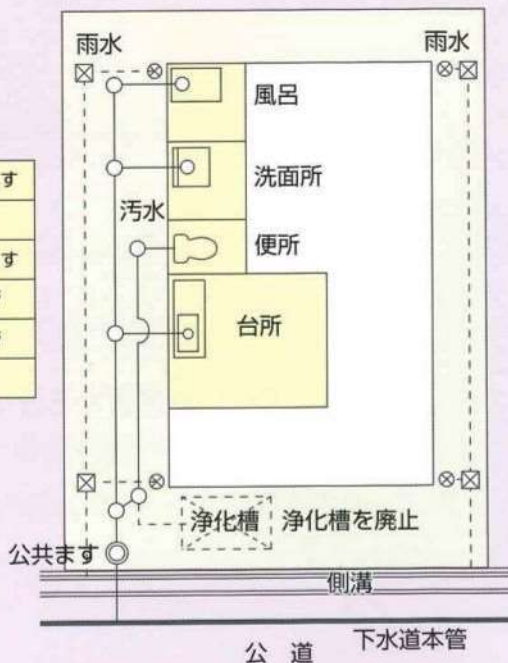


■凡例

	汚水のます
	公共ます
	雨水用のます
	汚水の管
	雨水用の管
	雨どい

●単独浄化槽 (し尿のみ処理する浄化槽) を廃止して行う場合

し尿と生活雑排水とを接続する工事を行い、単独浄化槽を廃止する工事を行ってください。



●合併浄化槽(し尿と併せて生活雑排水を処理する浄化槽)の場合

既存の排水管を利用して公共ますへ接続する工事を行い、浄化槽の廃止工事を行ってください。

指定工事店制度

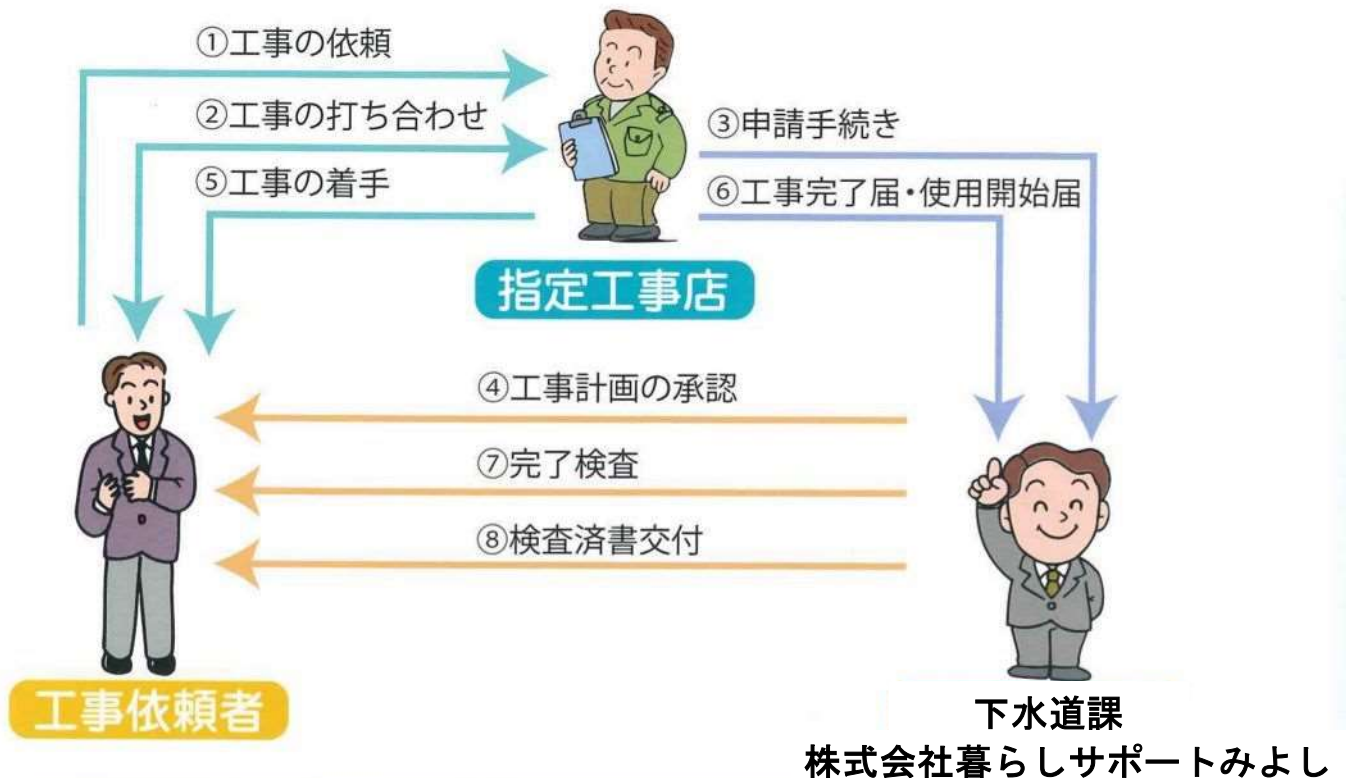
排水設備工事は正しい施工をしないと排水不良や臭気上がりの原因になります。

排水設備工事は『三次市排水設備指定工事店』に依頼してください。

(指定工事店名簿は、三次市ウェブサイト又は窓口にて配布しています)

**安心
適正**





手順の説明

- ①定められた基準にしたがって正しく工事をしていただくため、市では工事業業者を指定しています。排水設備工事は、必ず三次市排水設備指定工事店に依頼してください。
- ②排水設備工事の設計、工事方法、工事期間、工事費用、便器の種類、融資あっせん希望の有無などについて十分に打ち合わせをしてください。
- ③「排水設備等計画確認申請」などの手続きは、指定工事店が代行できます。
- ④排水設備の設置基準に合格していれば、「排水設備等計画確認書」を交付します。
- ⑤確認書が届いてから「工事着手」してください。
- ⑥工事が完了したら「排水設備等工事完了届」「下水道使用開始届」を提出してください。
- ⑦工事完了届が提出されたら適正に工事されているかどうかの検査を行います。
- ⑧検査に合格したら「排水設備等検査済書」と「検査済証」を交付します。

受益者負担金とは

下水道が整備されると、その地域の土地は、下水道のない地域の土地に比べて、土地の高度利用、便益性の増加等の利益が生まれます。下水道事業により、利益を受ける者(受益者)が、その経費の一部を負担することが公平負担の要請に合致するという考え方に立って設けられたのが受益者負担金の制度です。(都市計画法第75条)

負担金の対象となる土地とは

下水道を整備する区域内の土地(例えば官公庁、学校、私道、宅地、田、畑等)は、全て負担の対象となります。

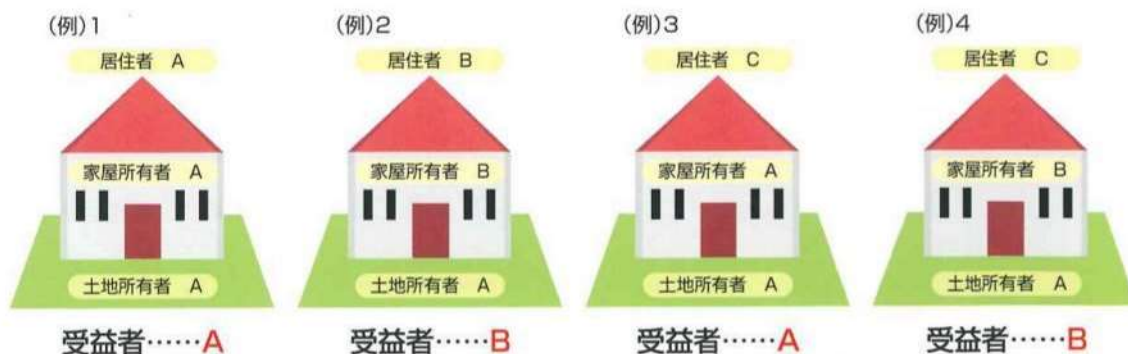
ただし、河川、公園、道路等公衆が自由に利用できる公共の土地は除きます。

負担金を納めていただく方(受益者)

受益者とは、下水道を整備する区域内の土地所有者です。

ただし、その土地が地上権、賃貸借権等(一時使用を除く)の目的となっている場合は、利権者が受益者となります。

■おおむね受益者は、次の図のようになります。



負担金の額

負担金は、その土地に一度限り賦課されるもので、土地の面積 1m^2 当たり600円を乗じて得た額です。(100円未満切り捨て)

負担金の計算例

165m^2 (約50坪)の土地をお持ちの方の負担額は、次の通りです。

$$165\text{m}^2 \times 600\text{円} = \mathbf{99,000\text{円}}$$

負担金の納付方法

負担金は5年に分割し、さらに各年度の納期は3期となっていますので、合計15回に分けて納めていただきます。負担金額を決定した後、受益者に納入通知書を送付しますので、指定の金融機関等で納付してください。

※納付は口座振替が便利です。(一括払いを除く)

納期は毎年次のとおりです

第1期

9月1日～9月末日まで

第2期

12月1日～12月25日まで

第3期

2月1日～2月末日まで

三 次 市
下 水 道 課

金 融 機 関
コ ン ビ ニ

※受益者申告書は1年目のみ

申告書送付(土地所有者)

受益者の申告

決定、納入通知書の送付

負担金の納付

受益者



受益者の申告と手続き

受益者は、受益者申告書を提出していただくことになっています。あらかじめ申告書を送付しますので、期日までに申告してください。この場合、所有の土地について権利関係がある場合は、当事者間で話し合いをして、権利者が受益者となる場合は、申告書の「所有者以外の権利者(受益者)」の欄に、住所、氏名、権利関係を記入し、確認印を押印して申告してください。期日までに申告がない場合は、市長が受益者を認定することになります。



負担金の減免、徴収猶予

負担金は賦課対象区域のすべての土地が対象となりますが、その土地の状況によっては負担金の減免や徴収猶予が受けられます。

減免・徴収猶予の主な基準は次のとおりですので、該当する場合は申請書を提出してください。

■負担金の減免の主なもの

減免の対象となる土地	減免の割合
公共性の著しい私道	100%
墓地	100%
私立の学校又は幼稚園の敷地	50%
境内地	50%

■負担金の徴収猶予の主なもの

区 分	徴収猶予期間
災害により被害を受けた時	最長2年以内
係争地	受益者の決定の日までの期間
農地・山林等	土地の状況が宅地として認められるまでの期間
崖地、低地、狭小地、公道に接していない等により、現時点で宅地化が困難又は公共下水道の利用が不可能と認められる土地（例えば、土砂災害特別警戒区域（いわゆる「レッドゾーン」）の指定を受けた土地）	当該土地の宅地化又は公共下水道の利用が可能と認められるまでの期間

その他の手続き

負担金賦課決定後において変更が生じた場合は、速やかに届出を提出してください。

- ★ 受益者の変更をした時
(土地の所有権移転登記や権利関係の変更など)
- ★ 納付管理人を選任・変更・廃止する時
- ★ 受益者・納付管理人の住所を変更した時

※土地売買による受益者が変更になる場合は、
下水道課 へ受益者変更の届出が必要です。

- ★ 徴収猶予中の土地の利用用途が変更になった場合

※新たに受益者負担金が賦課されます。

必ず下水道課まで届出をお願いします。



融資あっせん制度 Beautiful Water

三次市では、既設の便所(くみ取り便所、単独浄化槽式便所)を改造するときに要する資金の融資をあっせんします。これは、取扱金融機関から融資を受けていただき、その融資資金に対する利子を市が全額負担する制度です。

※新築家屋及び法人所有家屋は利用できません。



■融資あっせん対象者

処理区域の告示の日から3年以内に既設の便所・排水設備の改造を含む公共下水道、農業集落排水、小型浄化槽設置整備事業及び整備浄化槽設置事業で設置した浄化槽への接続工事をされる場合で、次の要件を備えている方(法人を除く)です。

- ① 建物の所有者又は建物の所有者の同意を得た使用者
- ② 市内に居住し、独立の生計を営んでいる連帯保証人(1名)を有すること
- ③ 市税、受益者負担金、下水道使用料を滞納していないこと
(連帯保証人も同じ条件)
- ④ 取扱金融機関の融資条件に該当し、償還能力を有すること

■融資あっせん額

1改造工事につき、100万円以内

■申し込み

排水設備等計画確認申請と同時に申し込んでください。

■必要書類 申請者

・申請書、承諾書
・印鑑証明書
・所得証明書[※]又は源泉徴収票
・市税の完納証明書[※]
・改造工事見積書(原本)

連帯保証人

・印鑑証明書

※公簿等によって確認できるときは省略することができます。

■融資の手続き

工事完了検査合格後、申請者本人が取扱金融機関で融資手続きをしてください。
(融資日は毎月1日と16日です)

■償還について

月々の償還額は、1万円以上で、60回以内の元金均等月賦償還です。償還は、融資を受けた翌月から、毎月1日に口座振替での支払いとなります。

■取扱金融機関

・もみじ銀行 ・中国銀行 ・中国労働金庫 ・広島みどり信用金庫
・両備信用組合 ・ひろしま農業協同組合

排水設備を設置され、公共下水道の使用を開始されると下水道使用料を納めていただくことになります。

下水道使用料は、下水道施設の維持管理費用にあてるものです。

■使用料の納付方法

使用料は、毎月の請求になります。「納付書・口座振替」による納付を選択することができます。

○納付書

毎月20日頃に納付書を送付します。指定期日までに市内金融機関・コンビニエンスストア・Pay-easy(ペイジー)等で納付してください。

○口座振替

毎月月末(12月は25日)に口座振替を行います。(振替日が休日の場合は、翌営業日になります)

口座振替の手続きは、通帳と金融機関への届出印を金融機関へご持参ください。

[口座振替ができる金融機関]

・もみじ銀行 ・中国銀行 ・中国労働金庫 ・広島銀行 ・広島みどり信用金庫
・ひろしま農業協同組合 ・両備信用組合 ・ゆうちょ銀行

■使用状況の変更

下水道の使用開始、休止、廃止、名義変更等は必ず下水道課へ届出をしてください。

■下水道使用料金表

(金額は消費税抜き)

使用料 (1月につき)			
基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1m ³ につき)
10m ³ まで	1,350円	11m ³ から100m ³ まで	220円
		101m ³ から	300円

(井戸水を使用されるご家庭の場合は、「4人世帯1ヵ月25m³」を基準とし、1人増減するごとに6m³増減して認定します。事業用の場合は別途認定します。)

【使用料の例 (代表的な水量で算定した場合)】

(金額は消費税込み)

使用水量	使用料	使用水量	使用料
0m ³ から10m ³ まで	1,485円	25m ³	5,115円
15m ³	2,695円	30m ³	6,325円
20m ³	3,905円	35m ³	7,535円

※下水道使用料の請求は、使用月の2ヵ月後です。

下水道を正しく使いましょう

有害物質は流さないで

ガソリン、石油、シンナー、アルコール類等揮発性の高い危険物は、気化して爆発を起こす原因になります。



トイレットペーパー以外は流さないで

トイレットペーパーは、水の中で自然に溶けるように作られていますが、ティッシュペーパーなどは、水に溶けにくいので、管が詰まる原因となります。

油や野菜くずを流さないで

油を流すと、冷えた油が管の内側に付着し、管が詰まりやすくなります。また野菜くずなどが管に詰まったり、悪臭が発生する原因になります。



公共ますにゴミを捨てないで

下水道管や公共ますにゴミを捨てると汚水が流れにくくなったり、管やますが詰まったりします。

下水道についてのご相談やご質問は

〒728-0021 三次市三次町501番地 (寺戸浄水場内)

● 受益者負担金・融資あっせんについて

建設部下水道課管理係

☎ (0824) 62-6151

● 下水道本管工事について

建設部下水道課建設係

☎ (0824) 62-6107

● 排水設備工事・指定工事店・使用料について

株式会社暮らしサポートみよし

☎ (0824) 62-4843